



# 中山会計事務所 税と経営

編集発行人  
税理士  
社会保険労務士

中山清司

〒227-0062  
横浜市青葉区青葉台2-2-5  
松本ビル5F  
TEL 045(984)1551(代)  
FAX 045(984)3389

さくら

4月

(卯月) APRIL  
29日・昭和の日

日	月	火	水	木	金	土
.	.	.	.	.	1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

## ワンポイント 職務発明制度の見直し

従来、従業者による職務上の発明の特許を受ける権利は発明者に帰属していましたが、本年4月からは使用者が従業者に対して予め職務発明規程等に基づいて帰属の意思表示をした場合には、権利は発明が生まれたときから使用者に帰属します。一方、従業者には、相当の利益を受ける権利があります。

## 4月の税務と労務

- 国 税／3月分源泉所得税の納付 4月11日
- 国 税／2月決算法人の確定申告(法人税・消費税等) 5月2日
- 国 税／8月決算法人の中間申告 5月2日
- 国 税／5月、8月、11月決算法人の消費税の中間申告(年3回の場合) 5月2日
- 地方税／給与支払報告に係る給与所得者異動届の提出 4月15日
- 地方税／固定資産税(都市計画税)の第1期分の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 地方税／土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 4月1日～4月20日
- または最初の納期限のいずれか遅い日以後の日まで
- 地方税／軽自動車税の納付 市町村の条例で定める日(原則4月中)
- 労務／労働者死傷病報告(休業4日未満:1月～3月分) 5月2日

早めの活用を!

## 生産性向上設備投資促進税制

平成二十六年度税制改正で経済対策の柱として設けられた「生産性向上設備投資促進税制」は、二十八年度に制度を縮減し、二十九年度に廃止されます。そこで、適用期限があと一年と迫る本制度を有効活用するため、ポイントを再確認してみますので、参考にして下さい。

同制度は、「民間投資等活性化のための与党税制改正大綱（平成二十五年十月）」で、次のように説明されています。  
「企業の設備投資の水準は、長きに亘つて減価償却費やキャッシュフローの範囲内に留まってきた。そのため、設備は老朽化劣化し、生産性の伸び悩みの要因となつてている。こうした状況を打破するため、生産性の向上につながる設備、具体的には生

産性の高い先端的な設備への投資や、生産ラインやオペレーションの改善のための設備への投資を対象に、即時償却又は税額控除ができる制度を創設する」。このような政策的見地もあるので、是非、活用したいものですが、

### 2 制度の概要

#### (1) 生産性向上につながる設備投資の税負担軽減

生産性を向上させる先端設備及び生産ラインやオペレーションを改善する設備を取得等した場合、図表1のとおり、特別償却又は税額控除（当期の法人税額の二〇%を上限）のどちらかを適用できる制度です。

#### (2) 中小企業投資促進税制

中小企業者等が機械などを購入した場合、取得価額の三〇%の特別償却又は取得価額の七%の税額控除のどちらかを適用できることともに、生産性向上に役立つ設備の導入について拡充措置が図られています（図表3）。

### 3 Q & A

**Q 1** 設備の修繕等を行った場合も対象となりますか。

**A 1** 設備の修繕等は対象となりません。ただし、建物については、その修繕等が資本的支出に該当するものは対象と

ヨン改善設備で、それぞれの要件は次のとおりです。

① 「先端設備」＝図表2の最新モデルの要件及び取得規模の要件を満たし、旧モデルと比べて年平均一%以上生産性を向上させるもの。

② 「生産ラインやオペレーションの改善設備」＝図表2の取

得規模の要件を満たし、かつ設備投資計画案（税理士等の確認が必要）の投資利益率が五%以上（中小企業者等以外は一五%以上）のもの。

〈図表1〉生産性向上設備投資促進税制の内容

選択適用	取 得 日		平成26年 1月20日 ～平成28年 3月31日	平成28年 4月1日 ～平成29年 3月31日
	特別 償却	下記以外	即時償却	50%特別償却
		建物、構築物		25%特別償却
税額 控除	下記以外	5%	4%	
	建物、構築物	3%	2%	

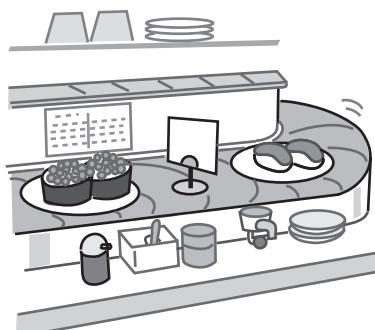
〈図表2〉対象設備の要件

	先端設備 最新モデルの要件	先端設備及び生産ラインやオペレーション改善設備取得規模(取得価額)の要件
機械装置	販売開始10年以内	1台または1基:160万円以上
工具	〃 4年以内	それぞれ1台または1基:120万円以上(それぞれ1台または1基が30万円以上で、かつ一事業年度の合計額が120万円以上のものを含む)
器具備品(サーバーは中小企業者等のみ)	〃 6年以内	
建物、建物附属設備	〃 14年以内	それぞれ120万円以上(建物附属設備については、一の取得価額が60万円以上で、かつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む)
ソフトウェア(中小企業者等に限る)	〃 5年以内	一つが70万円以上(一つが30万円以上で、かつ一事業年度の合計額が70万円以上のものを含む)

〈図表3〉中小企業投資促進税制の内容

区分	選択適用			
	特別償却		税額控除	
	生産性向上設備	その他の設備	生産性向上設備	その他の設備
資本金3,000万円以下の法人	100%	30%	10%	7%
資本金3,000万円超1億円以下の法人			7%	適用なし
※適用時期	平成26年1月20日から平成29年3月31日までの間に対象資産の取得等をした場合に適用されます。			

※生産性向上設備とは、2(1)〈生産性向上設備投資促進税制の対象設備〉の①、②と同じ要件を満たす設備です。



A2 本制度の対象となる生産等設備とは、どのような設備をいうのですか。Q2 なります。製造業を営む法人の工場、小売業を営む法人の店舗又は自動車整備業を営む法人の作業場のように、その法人が行う生産・販売・役務提供活動その他収益を確保するために行う活動の用に直接供される減価償却資産で構成されるものです。したがって、例えば、本店、寄宿舎等の建物、事務用器具備品、福利厚生施設等

- A3 中古の機械等は対象となりますか。Q3 対象とはなりません。
- A4 同一企業が、設備単位で即時償却と税額控除を使い分けできます。A3 対象とはなりません。
- A5 先端設備について工業会等から発行される証明書は、設備を導入する前の日付で発行されたものでなければなりません。Q4 同一企業が、設備単位で即時償却と税額控除を使い分けできます。A4 できます。例えば、X機械は「即時償却」、Y機械は「税額控除」と、同じ資産分類内であっても、設備単位で使い分けができます。
- A6 生産ライン設備等について経済産業局に申請後、確認書の発行までは、どの程度の期間が掛かりますか。Q5 先端設備等の設備が最新モデルであることを、生産性向上要件を満していることを証明するため利用您的できます。A5 設備導入後に発行されたものであっても、機械装置などの設備が最新モデルであることを、生産性向上要件を満していることを証明するため利用您的できます。
- A6 一ヶ月を中途とされますが、余裕をもつて申請しました方が安全です。Q6 生産ライン設備等について経済産業局に申請後、確認書の発行までは、どの程度の期間が掛かりますか。

## 法人税 貸倒損失として処理できる場合

法人の金銭債権に次の事実があったときには、貸倒損失として処理できます。

### 1 金銭債権が切り捨てられた場合

次の事実に基づいて切り捨てられたとき

- (1) 会社更生法、民事再生法等の規定による金銭債権の切り捨て
- (2) 債権者集会の協議決定及び行政機関や金融機関などのあっせんによる協議で、合理的な基準によって金銭債権が切り捨てられたとき
- (3) 債務者の債務超過の状態が相当期間継続し、その金銭債権の弁済を受けることができない場合に、その債務者に対して、書面で債務免除をしたとき

### 2 金銭債権の全額が回収不能となった場合

債務者の資産状況、支払能力等からその全額が回収できないことが明らかになった場合に、その明らかになった事業年度にお

いて貸倒れとして損金経理したとき。ただし、担保物があるときは、その担保物を処分した後でなければ貸倒処理できません。また、保証債務は現実に履行した後でなければ貸倒れの対象とすることはできず、連帯保証人がいる場合には、連帯保証人の資産状況、支払能力等を勘案して、回収不能かどうかを判断します。

### 3 一定期間取引停止後弁済がない場合等

次の事実が発生したとき

- (1) 繼続的な取引を行っていた債務者の資産状況、支払能力等が悪化したため、その債務者との取引を停止した場合で、取引停止の時と最後の弁済の時などのうち最も遅い時から1年以上経過したとき(担保物のある場合は除く。)
  - (2) 同一地域の債務者に対する売掛債権の総額が取立費用より少なく、支払を督促しても弁済がない場合
- なお、3は、売掛債権に限られ、売掛債権の額から備忘価額を控除した残額を貸倒れとして損金経理します。

## 受け取る保険金が未確定のときの医療費控除

自己又は自己と生計を一にする配偶者や他の親族のために医療費を支払った場合には、一定の金額の所得控除を受けることができます。この医療費控除の対象となる医療費に関して保険金などで補填を受けた場合には、保険金などで補填された金額を差し引かなければなりません。保険金などとは、生命保険契約で支給される入院費給付金や健康保険などで支給される高額療養費、家族療養費、出産育児一時金などのことをいいます。

年末付近で支払った医療費などでそれを補填するための保険金の額が、確定申告するまでに確定していないような場合には、受け取る保険金等の額を見積もって、その見積額を支払った医療費から控除して確定申告をします。そして、後日、その保険金等の確定額が、見積額と異なることになったときは、遡ってその年分の医療費控除額を訂正しなければなりません。

## 負担付贈与に対する課税

負担付贈与とは、例えば、土地を贈与する代わりに銀行借入金を負担してもらう場合など、受贈者に一定の債務を負担させることを条件にした財産の贈与をいいます。

個人から負担付贈与を受けた場合は贈与財産の価額から負担額を控除了した価額に課税され、この場合の課税価格は、贈与

された財産が土地や借地権などである場合及び家屋や構築物などである場合には、その贈与の時ににおける通常の取引価額に相当する金額から負担額を控除了した価額となります。また、これらの財産以外のものである場合は、その財産の相続税評価額から負担額を控除了した価額となります。